

表 2. 1-1 (1) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報

No.	根拠・法令等	条 件
1	自然環境保全法 (昭和四十七年法律第八十五号)	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
2	高知県自然環境保全条例 (昭和四十八年高知県条例第二十七号)	高知県自然環境保全地域 (特別地区)
3	自然公園法 (昭和三十二年法律第六十一号)	国立公園及び国定公園 (特別保護地区、海城公園地区、第1種特別地域)
		国立公園及び国定公園 (特別保護地区、海城公園地区、第1種特別地域以外の区域)
4	自然公園法 (昭和三十二年法律第六十一号) 高知県立自然公園条例 (昭和三十三年高知県条例第五号)	国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)、普通地域
5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号)	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
		鳥獣保護区のうち特別保護地区
6	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)	生息地等保護区のうち管理地区
		生息地等保護区のうち監視地区
7	砂防法 (明治三十年法律第二十九号)	砂防指定地
8	地すべり等防止法 (昭和三十三年法律第三十号)	地すべり防止区域
9	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号)	急傾斜地崩壊危険区域
10	森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)	保安林
		地域森林計画の対象民有林
11	公有林野等官行造林法 (大正九年法律第七号)	官行造林
12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号)	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

表 2. 1-1 (2) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報

No.	根拠・法令等	条 件
13	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）
14	河川法 （昭和三十九年法律第百六十七号）	河川区域、河川保全区域、河川予定地
15	海岸法 （昭和三十一年法律第百一号）	海岸保全区域、一般公共海岸区域
16	文化財保護法 （昭和二十五年法律第二百十四号） 高知県文化財保護条例 （昭和三十六年高知県条例第一号）	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、国指定・県指定史跡、名勝、天然記念物指定地及び伝統的建造物群保存地区
		登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物であって、定着性を有するもの、周知の埋蔵文化財包蔵地、重要文化的景観の選定範囲
17	いの町文化財保護条例 （平成十六年いの町条例第百三号）	町指定文化財
18	農地法 （昭和二十七年法律第二百二十九号） 農業振興地域の整備に関する法律 （昭和四十四年法律第五十八号）	農用地区域、甲種農地
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和四十五年法律第百三十七号）	指定区域
20	景観法 （平成十六年法律第百十号）	景観計画区域のうち景観の保全・形成が特に重要な区域として市町村が指定する区域
		景観計画区域
21	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例 （平成十三年高知県条例第四号）	重点地域
22	造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	補助事業により森林整備等を実施した区域
23	高知県希少野生動植物保護条例 （平成十七年高知県条例第七十八号）	野生動植物保護区、県指定希少野生動植物の生息又は生育が確認されている地域
24	高知県うみがめ保護条例 （平成十六年高知県条例第一号）	生育地等保護区
25	港湾法 （昭和二十五年法律第二百十八号）	港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域

表 2.1-1(3) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報

No.	根拠・法令等	条 件
26	土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)	要措置区域
		形質変更時要届出区域
27	建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)	災害危険区域
28	電波法 (昭和二十五年法律第三百十一号)	伝搬障害防止区域
29	道路法 (昭和二十七年法律第八十号)	道路区域
30	景 観	眺望点及び眺望点から望む景観資源
31	都市計画	用途地域、地区計画の区域、都市施設の区域、市街地開発事業の施行区域、土地区画整理事業施行地区
32	保全対象施設	学校、病院、福祉施設、住宅、公園等
33	可燃性天然ガス	温泉源及びその周辺のうち可燃性天然ガスの連出が予見される区域
34	騒 音	騒音規制法の指定地域
		保全対象施設の分布状況
35	振 動	振動規制法の指定地域
36	水の濁り等	・生活環境の保全に関する環境基準（高知県） ・公共用水域の水質測定結果（高知県） ・河川の利用状況（飲料水、農業用水等）
37	重要な地形及び地質への影響 土地の安定性への影響	注目すべき地形、地質の存在 構造物の設置等による土地の安定性の変化の程度
38	反射光による影響 風車の影による影響 悪臭による影響	保全対象施設の分布状況
39	触れ合いの活動の場	キャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の分布

表 2. 1-1 (4) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報

No.	根拠・法令等	条 件
40	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
41	動物、植物、生態系	・重要な種及び注目すべき生息地の分布 ・重要な種及び重要な群落の分布 ・自然林、湿原等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境 ・里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境 ・水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等のうち、地域において重要な機能を有する自然環境 ・都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境
42	河 川	水涯線、水域
43	湖 沼	湖 沼
44	斜 度	斜度30度以上の斜面
45	漁業権	仁淀川水系、吉野川水系は全て漁業権が設定されている

表 4.5-2(1) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報に関する再エネ種毎のエリア区分

No.	根拠・法令等	条 件	太陽光	風 力	バイオマス	小水力
1	自然環境保全法 (昭和四十七年法律第八十五号)	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	保全	保全	保全	保全
2	高知県自然環境保全条例 (昭和四十八年高知県条例第二十七号)	高知県自然環境保全地域（特別地区）	保全	保全	保全	保全
3	自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号)	国立公園及び国定公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域）	保全	保全	保全	保全
		国立公園及び国定公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の区域）	保全	保全	保全	保全
4	自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 高知県立自然公園条例 (昭和三十三年高知県条例第五号)	国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域	保全	保全	保全	保全
5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号)	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	保全	保全	保全	保全
		鳥獣保護区のうち特別保護地区	調整	調整	調整	調整
6	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)	生息地等保護区のうち管理地区	保全	保全	保全	保全
		生息地等保護区のうち監視地区	保全	保全	保全	保全
7	砂防法 (明治三十年法律第二十九号)	砂防指定地	調整	調整	調整	調整
8	地すべり等防止法 (昭和三十三年法律第三十号)	地すべり防止区域	調整	調整	調整	調整
9	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号)	急傾斜地崩壊危険区域	調整	調整	調整	調整
10	森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)	保安林	保全	調整	調整	調整
		地域森林計画の対象民有林	保全	調整	調整	調整
11	公有林野等官行造林法 (大正九年法律第七号)	官行造林	保全	保全	保全	保全
12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号)	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	調整	調整	調整	調整

表 4.5-2(2) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報に関する再エネ種毎のエリア区分

No.	根拠・法令等	条 件	太陽光	風 力	バイオマス	小水力
13	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）	調整	調整	調整	調整
14	河川法 （昭和三十九年法律第百六十七号）	河川区域、河川保全区域、河川予定地	保全	保全	保全	
15	海岸法 （昭和三十一年法律第百一号）	海岸保全区域、一般公共海岸区域	調整	調整	調整	調整
16	文化財保護法 （昭和二十五年法律第二百十四号） 高知県文化財保護条例 （昭和三十六年高知県条例第一号）	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、国指定・県指定史跡、名勝、天然記念物指定地及び伝統的建造物群保存地区	保全	保全	保全	保全
		登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物であって、定着性を有するもの、周知の埋蔵文化財包蔵地、重要文化的景観の選定範囲	保全	保全	保全	保全
17	いの町文化財保護条例 （平成十六年いの町条例第百三号）	町指定文化財	保全	保全	保全	保全
18	農地法 （昭和二十七年法律第二百二十九号） 農業振興地域の整備に関する法律 （昭和四十四年法律第五十八号）	農用地区域、甲種農地	調整	調整	調整	調整
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和四十五年法律第百三十七号）	指定区域	調整	調整	調整	調整
20	景観法 （平成十六年法律第百十号）	景観計画区域のうち景観の保全・形成が特に重要な区域として市町村が指定する区域	保全	保全	保全	保全
		景観計画区域	調整	調整	調整	調整
21	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例 （平成十三年高知県条例第四号）	重点地域	保全	保全	保全	保全
22	造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	補助事業により森林整備等を実施した区域	調整	調整	調整	調整
23	高知県希少野生動植物保護条例 （平成十七年高知県条例第七十八号）	野生動植物保護区、県指定希少野生動植物の生息又は生育が確認されている地域	保全 調整	保全 調整	保全 調整	保全 調整
24	高知県うみがめ保護条例 （平成十六年高知県条例第一号）	生育地等保護区	保全	保全	保全	保全
25	港湾法 （昭和二十五年法律第二百十八号）	港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域	調整	調整	調整	調整

表 4.5-2(3) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報に関する再エネ種毎のエリア区分

No.	根拠・法令等	条 件	太陽光	風 力	バイオマス	小水力
26	土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)	要措置区域	調整	調整	調整	調整
		形質変更時要届出区域	調整	調整	調整	調整
27	建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)	災害危険区域	調整	調整	調整	調整
28	電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号)	伝搬障害防止区域		調整		
29	道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)	道路区域	調整	調整	調整	調整
30	景 観	眺望点及び眺望点から望む景観資源	保全 調整	保全 調整	保全 調整	保全 調整
31	都市計画	用途地域、地区計画の区域、都市施設の区域、市街地開発事業の施行区域、土地区画整理事業施行地区	調整	調整	調整	調整
32	保全対象施設	学校、病院、福祉施設、公園等	調整	保全	保全	保全
33	可燃性天然ガス	温泉源及びその周辺のうち可燃性天然ガスの連出が予見される区域	調整	調整	調整	調整
34	騒 音	騒音規制法の指定地域	調整	調整	調整	調整
		保全対象施設の分布状況	調整	保全	保全	保全
35	振 動	振動規制法の指定地域	調整	調整	調整	調整
36	水の濁り等	・生活環境の保全に関する環境基準（高知県） ・公共用水域の水質測定結果（高知県） ・河川の利用状況（飲料水、農業用水等）				調整
37	重要な地形及び地質への影響 土地の安定性への影響	注目すべき地形、地質の存在 構造物の設置等による土地の安定性の変化の程度	保全 調整	保全 調整	保全 調整	保全 調整
38	反射光による影響 風車の影による影響 悪臭による影響	保全対象施設の分布状況	調整	保全	保全	
39	触れ合いの活動の場	キャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の分布	保全 調整	保全 調整	保全 調整	保全 調整

表 4.5-2(4) 保全すべき自然的条件及び考慮すべき社会的条件を踏まえた既存情報に関する再エネ種毎のエリア区分

No.	根拠・法令等	条 件	太陽光	風 力	バイオマス	小水力
40	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	調整	調整	調整	調整
41	動物、植物、生態系	・重要な種及び注目すべき生息地の分布 ・重要な種及び重要な群落の分布 ・自然林、湿原等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境 ・里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境 ・水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等のうち、地域において重要な機能を有する自然環境 ・都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境	保全 調整	保全 調整	保全 調整	保全 調整
42	河 川	水涯線、水域	保全	保全	保全	
43	湖 沼	湖 沼	保全	保全	保全	調整
44	斜 度	斜度30度以上の斜面	保全	調整	保全	
45	漁業権	仁淀川水系、吉野川水系は全て漁業権が設定されている				調整